

2022年10月19日

「倫理規則に関する Q&A」公開草案に対する意見

公益社団法人日本監査役協会

2022年9月20日付けで貴会から公表された「倫理規則実務ガイダンス『倫理規則に関する Q&A』（非保証業務等に関する項目）（公開草案）」（以下、「本公開草案」という）について、当協会の意見を以下のとおり申し述べますので、御検討くださいますようお願い申し上げます。

1. 全体について

倫理規則並びに本公開草案において規律が示されている「監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供」、及びそれに対して要求されている監査役等の事前の了解については、監査役等の実務においても大きな影響を及ぼすものと考えられる。本規律が実効性をもって円滑に導入されるためには、その内容について十分な情報提供がなされることに加え、提供された情報に基づいて関係者が入念に準備を進めていくことが必要である。

当協会では、2022年1月24日に倫理規則の改正に対する意見として、監査役等の事前の了解において実務上検討すべき事項を申し述べた。これらの事項に関し、本公開草案では、Q600-10-3 解説（了解に係るプロセスに含まれる事項の例示）やQ600-10-5 解説（企業グループにおいて了解を得る相手方やプロセスに係る例示）等において具体例を含むガイダンスが示されており、今後の検討に向けて非常に有効な情報提供になるものとする。

その上で、以下の論点について意見を申し述べる。

2. 倫理規則による規律に対する監査役等の立ち位置について

倫理規則による規律に対する監査役等の立ち位置について、より明確に表記をしていただきたい。

倫理規則は、飽くまでも公認会計士の自主規制としての規範であり、監査役等に対して何らかの規律を行うものではない。したがって、監査役等が事前の了解を行うに当たっても、

- ・判断に必要な情報の収集
- ・倫理規則上、提供が可能であるかどうかの検討
- ・提供が可能であると判断するに至った根拠やプロセスを含めての監査役等への説明

は、いずれも会計事務所等の側において行うことが求められている事項である（それに対し、監査役等は、会社法上の職責である会計監査人の独立性の評価の観点から確認を行うものである）と理解する。この点は、監査役等が本規律に係る対応を検討する上でも大前

提となるため、改めて確認させていただくとともに、本規律の対象となる会計事務所等においても意識統一が図られるよう、一層強調した形で記載がなされることを期待する。

3. 会計事務所等から監査役等に対し提供される情報の網羅性について(Q600-10-1, Q600-10-3 etc.)

監査役等が事前の了解を行う前提として会計事務所等が情報提供を行うに当たり、どのような仕組みや体制で網羅性を担保しているのかを監査役等に伝達するよう明記すべきである。

監査役等が非保証業務の提供に関して事前の了解を行う上で最も懸念する事項の一つが、提供情報の網羅性である。会計監査人の独立性を評価する監査役等としては、漏れのある情報に基づいて事前の了解を行ってしまうことを避けられる仕組みや体制が、会計事務所等の側において構築されていることが重要である。そこで、監査役等の事前の了解を得ることが求められる事項について、各会計事務所等の取組として、どのように情報を統括し提供の可否を判断しているか、また、どのように提供情報の網羅性を担保しているかについても、監査役等に通知されることが必要と考えられる。

4. 実務導入の円滑化のための具体例の提供について(Q600-7-2, Q600-8-2)

実務導入の円滑化の観点から、提供可能な非保証業務について具体例が可能な限り明確に示されるべきである。

実際に実務を担当される会計事務所等の側でも、具体例が明確に示されることで対応が容易になるものと思われる。また、本規律は対象となる依頼人(会社)の範囲が広範であることに伴って対応を求められる会計事務所等の規模にも相当程度の幅があることが想定され、会計事務所等間で提供の可否の判断基準に差異が生じてしまうことも懸念される。本公開草案への追加か、遅くとも制度導入後に実例を収集、開示していただく等の形で情報提供がなされることを期待する。

5. 「阻害要因」について(Q600-10-1)

Q600-10-1 で言及されている「そのような阻害要因が生じる場合でも許容可能な水準にある業務」とは具体的に何を指すのか確認したい。

「阻害要因」は自己レビューとそれ以外に分かれており、自己レビュー以外の阻害要因の場合には、全面的に提供が禁止されるわけではなく、除去、あるいはセーフガードによって問題ない場合には提供可能となる旨を意味するとの理解で良いか。この理解で良ければ、自己レビューという阻害要因においても同様の扱いとなるかのような誤解を生じないよう、文言の修正を御検討いただきたい。

以上